

-
- 種別 : 団体
 - 法人名 : 株式会社ビットアルゴ取引所東京
-

企業会計基準委員会 御中

標記の件、以下の通りとなりますので、御査収頂けますと幸いです。

第10項；仮想通貨交換業者において、前項の通常使用する自己の取引実績の最も大きい仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所が自己の運営する仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所である場合、当該仮想通貨交換業者は、自己の運営する仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格等が、第4項（7）に記載のとおり「公正な評価額」を示している市場価格であるときに限り、時価として期末評価に用いることができる。

→本項ですが、仮想通貨交換業者自身が「公正な評価額」であることを証明しなければならないと解釈できると思量します。一方で、基準上は明確には「公正な」を定義しておらず、第4項（6）で「時価とは、公正な評価額であり、取引を実行するために必要な知識を持つ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額をいう。」とありますので、形態上第三者取引であれば容認されると解されます。しかし、仮想通貨の取引の場合、流動性が乏しい通貨も多々あり、本規定のレベルで実務の判断に委ねられてしまうのは、少々、厳しいと思量します。

つきましては、もう少し具体的な表現乃至具体的な条件の例示を「公正な評価額」の定義に含めて頂けるようご検討のほど、お願い申し上げます。

以上